

茂原市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年1月23日（金） 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 24名
 - 1番 栗原石乃
 - 2番 秋葉仁喜
 - 3番 八角徳政
 - 4番 金坂信義
 - 5番 鬼島一郎
 - 6番 熊切秀雄
 - 7番 古山光雄
 - 8番 浦島京子
 - 9番 板倉昭
 - 10番 石井暉伸
 - 13番 市原暉久
 - 14番 鈴木幸雄
 - 15番 鵜澤正文
 - 16番 三枝源一（第二小委員長）
 - 17番 花澤道夫
 - 18番 蕨武之
 - 19番 麻生重和
 - 22番 丸島正昭
 - 21番 古山善作
 - 24番 佐藤栄作
 - 23番 深山和夫
 - 26番 加藤古志郎（会長）
 - 25番 鵜澤和行
 - 27番 林和夫（職務代理者）
- 4 欠席委員 2名
 - 11番 矢部義明
 - 20番 大塚優（第一小委員長）
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 葛岡直樹
 - 補佐 朽木英義
 - 係長 鶴岡嘉孝
 - 主査 佐藤貴之
 - 副主査 芝崎一郎
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 軽微な農地改良の届出について

その他

8 総会要旨

局長

只今から農業委員総会を開催いたします。総会は「年度」ではなく「暦年」で数えますので、本日が第1回目となります。

本日の議事案件ですが、3条申請が5件、4条申請が1件、5条申請が6件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について1件の合計13件となっております。現地調査につきましては、19日に第二小委員会の委員さんで実施していただいております。

それでは議事に入ります。総会会則により加藤会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

会長

みなさん今年初めての総会ですのでよろしくお願いいたします。議事に先立って、いつものように議事録署名人については私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は16番の三枝委員と17番の花澤委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いしたいと思います。

それでは早速農地法3条の規定による許可申請から入りますが、本日は議案の中で新規就農の件がございます。5号議案の事ですが、申請者本人に来ていただいて意見を聞く、ということになりますので、5号議案を最初に行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

最初に5号議案でございますが、本申請は、農地を所有していない方が農地を借り受けるということとなりますので、新規就農となります。

申請地は谷本字橋戸地先他4筆、田んぼ6464㎡、畑6416.19㎡を谷本の★★さんから賃貸借にて借り受けようとする申請でございます。賃借人は東金市の★★さんでございます。

申請理由としましては、賃借人につきましては、既に親子で賃貸人の所有の田畑を借りて耕作しており、後付になります。今回新規就農の3条申請をするものであります。また、賃貸人につきましては経営規模縮小の為とのご事情でございます。なお、申請地に登記簿上、宅地になっている1筆があります。ここにつきましては戦前住宅がありましたが、茂原飛行場建設に伴う立ち退きで登記簿上残ってしまった土地ですが、現況は1枚の畑として耕作されております。資料1ページ裏面のとおり、現況農地として利用されておりますので、農地法の対象として取り扱うこととなります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまふ。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われまふ。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長

説明が終わりました。申請人本人に来ていただいておりますので、意見を聞いてそれから審議したいと思います。

（申請人入室）

申請人自己紹介

(申請人への質疑応答)

- ・農業に取り組もうと思った動機
- ・これまでの農業経験
- ・今後どのような農業経営を考えているか

(申請人退室)

会長 今の5号議案につきまして、小委員会の報告をお願いいたします。

小委員長 (審議内容を報告)
5号議案許可。

会長 この現場につきましては、現地調査しておりますが、★★委員どうでしょうか。

★★委員 田につきましては耕作されていて、畑は耕作というよりは整地されている状態。1町3反という広さですが、父親と一緒にやっておりますし、本人もやる気があるということで許可でよろしいかと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 本人と話をしまして、前向きにやっていくということですから許可をお願いします。

会長 他に意見はございますか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということに決定させていただきます。次の1号から4号議案につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 最初に1号議案でございます。申請地は、栗生野字上堰ノ台地先、畑42㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は栗生野の★★さん、売渡人は同じく栗生野の★★さんでございます。

申請理由としましては、申請地の隣に買受人所有の登記上は山林の土地があり、これと一体化して形を良くする為、申請地が買受人所有地と道路との間にあり分断されているので、これを解消する為とのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は、南吉田字立野地先、田んぼ2998㎡に使用貸借権を再設定しようとする申請でございます。申請人は、借人が萱場の★★さん、貸人は母親である★★さんでございます。現在★★さん所有の農地は全て★★さんに農地法3条による使用貸借中ですが、申請地を経営移譲年金の特定処分対象農地から除外するため、3条を結び直すものです。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で190日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50

アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は六ツ野字櫻園西地先他3筆、田んぼ3264㎡、畑156.21㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は谷本の★★さん、売渡人は同じく谷本の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては、経営規模の拡大の為、売渡人につきましては会社勤めで耕作が出来ない為とのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で520日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は六ツ野字稻荷耕地地先、田んぼ1028㎡を売買しようとする申請でございます。買受人は六ツ野の★★さん、売渡人は同じく六ツ野の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては、経営規模の拡大の為、売渡人につきましては経営規模縮小の為でございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で260日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。順次審議に入ります。3号案件につきましては★★委員に議事参与の制限がありますので、3号議案になりましたら一旦退席していただきます。では、1号2号議案につきまして、小委員会の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)
1号議案許可、2号議案許可。

会長 1号議案に入ります。これは現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 ここは昔養鶏所で火災があったりなんかして、現在は非耕地みたいな状態です。買受人につきましては周囲に山林を持っていて、この(申請地の)42㎡だけが他人のものです。今回畑にして耕作しやすい状態にするのであれば、私は許可でいいと思います。

会長 栗生野は…★★委員どうですか。

★★委員 ★★委員から状況の説明がありました通り、ここは三方が★★さんの土地に囲まれた状態です。形態を良くしたいということですので許可でお願いします。

会長 今、現調委員及び地元委員のそういうご意見でございましたが、他に意見はございますか。(異議なしの声)では1号議案につきましては小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。

次に2号案件です。親子間で農業者年金の関係なので、これは現調してございません。南吉田です。★★委員、どうですか。

★★委員 許可をお願いします。

会長 2号案件、農業者年金の関係です。これは許可ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) では2号は許可ということにさせていただきます。では★★委員。

(★★委員退室)

会長 この3号議案につきまして、小委員会の報告をお願いいたします。

小委員長 (審議内容を報告)
3号議案許可。

会長 ここは現調しております。★★委員、どうですか。

★★委員 畑だけは耕作されておりましたが、全体的に許可でよろしいかと思います。

会長 3号です、★★委員。

★★委員 畑につきましては荒れていますが、耕作可能な土地ですので許可をお願いします。田んぼにつきましては既に★★さんが耕作しているようですけれど、経営規模の拡大ということで許可をお願いしたいと思います。

会長 3号議案につきまして、他に意見はございますか。(異議なしの声) では3号議案につきましては小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。

(★★委員入室)

会長 4号議案について小委員会の報告をお願いいたします。

小委員長 (審議内容を報告)
4号議案許可。

会長 これも現調してございます。★★委員どうですか。

★★委員 買受人の経営規模拡大・売渡人の規模縮小ということで、耕作されているので、問題なく許可をお願いします。

会長 地元の★★委員、どうですか。

★★委員 今後も★★さんが耕作するということで許可で。

会長 4号議案について、他にご意見はございませんか。(異議なしの声) では4号議案は小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。

続きまして農地法4条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

6号議案でございます。申請地は柴名字堀口地先ほか3筆、田んぼ240㎡、畑1003㎡でございます。真名の★★さんが、太陽光発電システム用地とする申請でございます。

申請理由といたしましては、後継者が耕作する予定がないため転用したいとのことでございます。計画といたしましては太陽光パネル132枚でございます。1枚のパネルの大きさは約196センチ×99センチで、パネルの集合体を11カ所設置する計画で、隣接は3名から同意を得ております。他方令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております。柴名自治会長へ事業説明を行なっております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でございますので、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容をお願いします。

小委員会 (審議内容を報告)
6号議案許可。

会長 これも現調しております。★★委員、どうですか。

★★委員 議案説明資料を見ていただくと、地形は2種農地と思われますので、太陽光をやってもいいのではないかという判断をしました。よろしく願いいたします。

会長 ★★職務代理、どうですか。

職務代理 地元自治会の説明も済み、隣接農地所有者の同意も出てますので許可をよろしく願いいたします。

会長 6号議案につきまして他に意見は…★★委員。

★★委員 発電の出力は？

事務局 39.6kWです。

★★委員 予算は？

事務局 事業費として1200万です。

会長 その他に意見はございますか。(異議なしの声) それでは6号議案につきましては小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。

次に農地法第5条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。最初に7号議案でございます。申請地は、本納字以後塚地先、田んぼ241㎡でございます。本納の★★さんが本納の★★さんから土地を買い受けて駐車場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、事業の段階的拡大のために職員用駐車場に転用したいとのことでございます。排水は、雨水のみでございます。隣接同意が必要な農地はございません。両総普通水利組合、両総土地改良区から意見書が提出されております。他法

令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は下太田字青柳地先、田んぼ1908㎡でございます。下太田の★★さんが★★さんから土地を借り受けて、資材置場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、現在の事務所兼資材置場が手狭なため、新たな資材置場を確保したいとのことでございます。計画としましては、コンクリート製品置場などでございます。排水は自然浸透の計画でございます。隣接同意は2人から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は下永吉字川向地先、田んぼ383㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合49街区地先、203㎡でございます。いすみ市の★★さんが上林の★★さんから土地を買い受けて建売住宅1棟用地とする申請でございます。

申請理由としましては、建売住宅を建てるにはよい場所であるためとでございます。建物としましては、木造・平屋建て・建築面積76.17㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は木崎字川田地先ほか4筆、田んぼ1121㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合52街区地先、577㎡でございます。隣の山林分57㎡の仮換地とあわせて事業面積557㎡でございます。東部台の★★さんが早野新田の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。

申請理由としましては、現在の住居は手狭なため住環境の良い申請地に住宅を建たいとのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積81.98㎡が1棟でございます。排水は東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございます。申請地は東郷字富士見地先、畑991㎡でございます。千葉市の★★さんが父である道表の★★さんから土地を借り受けて、自身が経営する★★に貸し付け、貸介護施設用地とする申請でございます。

申請理由としましては、借人は市内で介護事業会社を営んでおり、優れた立地条件である本件土地にサービス付き高齢者住宅を建設したいとのことでございます。計

画としましては、2階建てサービス付き高齢者住宅1棟、建築面積246.73㎡でございます。排水は合併浄化槽を設置し、東側側溝に接続する計画でございます。隣接同意は1人から同意を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

最後に12号議案でございます。申請地は大登字関戸地先、田んぼ496㎡でございます。神奈川県**★★**さんが横浜市の**★★**さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。

申請理由としましては、申請地は環境がよく、土地価格や事業費が予算内に収まり最適であるためとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル160枚でございます。1枚のパネルの大きさは約164センチ×98センチで、パネルの集合体を6カ所設置し、敷地端部にフェンスを設置する計画でございます。隣接農地所有者は1名から同意を得ております。排水は雨水のみで自然浸透でございます。この事業につきましては大登自治会長に説明を行っております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)
7号議案許可、8号議案許可、9号議案許可、10号議案許可、11号議案許可、12号議案許可。

会長 では順次審議します。7号議案です、現調しております**★★**委員、どうですか。

★★委員 長生病院の駐車場に隣接している場所です、別に問題ないと思います。

会長 本納です。**★★**委員どうですか。

★★委員 問題ないと思います。

会長 他に意見はございますか。(異議なしの声) 無いようですので7号議案につきましては小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。

次に8号議案です。下太田の資材置場用地です、これも現調しております。**★★**委員どうですか。

★★委員 整地されている場所です、資材置き場用地に転用しても周辺に迷惑がかからない所だと思いますので許可相当でよろしいかと。

会長 下太田ですと**★★**委員どうですか。

★★委員 **★★**委員が言われましたとおりです、許可をお願いします。

会長 8号議案ですが、小委員会では許可相当ですが、他に意見はございますか。(異議なしの声) では8号議案につきましては許可ということに決定させていただきます。

次に9号議案です。9号10号につきましては区画整理の中でございますので、今月から現調はしておりません。9号案件について、★★委員どうですか。

★★委員 ここは区画整理され、下水道も完備されてますので許可をお願いします。

会長 9号議案ですが、小委員会の報告どおり許可相当でよろしいですね。(異議なしの声)
9号議案は許可ということにさせていただきます。
10号、これも同じ大芝ですが、★★委員。

★★委員 同じく許可をお願いします。

会長 じゃあ10号議案も、小委員会の報告どおり許可相当でよろしいですね。(異議なしの声)
10号議案も許可ということに決定させていただきます。
次に11号議案です。同じ親子間ですが、貸介護施設用地ということで、これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 使用目的が高齢者の施設ということで、よろしいかと思いますので許可をお願いします。

会長 東郷です、★★委員どうですか。

★★委員 介護施設ということで許可でいいと思います。

会長 じゃあ11号議案について他にご意見はございますか。(異議なしの声)では11号議案につきましても小委員会の報告どおり許可ということに決定させていただきます。
次は第12号、大登です。これも現調してございます。★★委員どうですか。

★★委員 2種農地で多目的に利用出来る場所ですので許可をお願いします。

会長 ★★委員、地元、大登です。

★★委員 ここで太陽光をやるには私は許可でいいと思います。

会長 他にご意見は。じゃあ12号議案、小委員会の報告どおり許可相当でよろしいですね。(異議なしの声)
12号議案も許可ということに決定させていただきます。
次に13号議案、許可後の計画変更です。説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条の規定による許可後の計画変更につきましてご説明いたします。13号議案でございます。申請地は、長尾字清網地先、田んぼ398㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合8街区地先、240㎡でございます。六ツ野の★★さんが東金市の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請でございます。なお、当初計画は平成26年10月15日付け宅地分譲用地でございます。申請理由としましては、継承者は現在アパート住まいであり、生活しにくいので、本件土地に専用住宅を建設したいとのことでございます。排水は公共下水道に接続します。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請はございません。
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長	小委員会の審議内容の報告をお願いします。
小委員長	(審議内容を報告) 13号議案許可。
会長	これもゆたか土地区画整理の中です(現調はしてません)。★★委員どうですか。
★★委員	許可後の変更ですから許可をお願いします。
会長	じゃあ13号議案につきましては小委員会の報告どおり許可ということでよろしいですね(異議なしの声)。では13号議案は許可ということに決定させていただきます。続いて報告案件に移ります。順次報告をお願いします。
事務局	次の事案を報告 ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について ・軽微な農地改良の届出について ・その他
会長	以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第1回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年1月23日

茂原市農業委員会 会長 印

議事録署名人 農業委員 印

議事録署名人 農業委員 印